

本日のテーマは  
『労働契約』について



労働基準法では、憲法第25条の規定（健康で文化的な最低限度の生活保障）の理念に基づいて、最低限度の労働条件を定めており、この基準を下回ってはならないことはもとより、使用者・労働者ともに、その向上に努めなければならないこととしています。

**契約自由の原則**(私人間の取り決めは、個人の自由意思に基づいて決めることができる)により、**労働者と使用者との労働契約は自由に締結**できますが、労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定めた場合、その部分については**無効**となります。無効となった部分は労働基準法の定める基準によることとなります。

一般的に立場の弱い労働者を保護するための法律なんだね！

労働契約を期間で分類すると、**期間の定めのないもの**と**期間の定めのあるもの（有期労働契約）**の2つがあります。

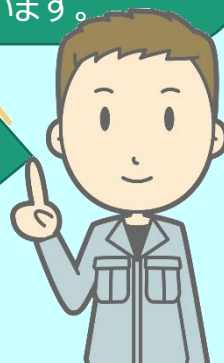
不当な人身拘束を防ぐため、有期労働契約には原則3年を超えないこととの制限があります。（一定の事業の完了に必要な期間を定めるもの＝（例：工事期間が決まっている等はその期間で）高度の専門的知識を有する労働者、満60歳以上の労働者との労働契約は上限5年になります。



一方で**期間の定めがない**（いわゆる正社員の労働契約のことです）と聞くと、それこそ人身拘束？と疑問を感じるかもしれませんが、民法により労働者はいつでも解約の自由があるので、人身拘束にはつながらないと考え制限を加えていません。

最近になって有期労働契約の更新を繰り返し、通算5年を超えた時には申出により無期労働契約への転換になるとのニュースを耳にしたかと思いますが、この規定は「**労働契約法**」に定められています。

『労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない』とされています。こんなはずじゃなかった！とかトラブルになり易い項目については厳格に規定されています。詳細は裏面で…



## 絶対的明示事項

必ず明示しなければならず、昇給に関する事項を除いて書面を交付することが必要です。



働く場所や仕事内容、残業の有無、賃金、休日等々生活設計にも関わる重要な事項ばかりだね。

- ・労働契約の期間に関する事項
  - ・期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準  
(その労働契約の期間満了後にその労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限る)
  - ・就業の場所、従事すべき業務に関する事項
  - ・始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換に関する事項(交代勤務の場合)
  - ・賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切及び支払いの時期、昇給に関する事項
  - ・退職に関する事項(解雇の事由を含みます)
- ☆労働時間、退職に関する事項は就業規則の関係条項を示すことで可

## 相対的明示事項

定めをする場合には、明示をしなければならない事項(口頭又は書面で)



職場や勤務形態によってあったり、なかったりする事項等だね。僕の妻はパートだから退職手当もボーナスもないからね。

- ・退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定支払い時期に関する事項
- ・臨時に支払われる賃金(退職手当を除く)、賞与、最低賃金額等
- ・労働者に負担させるべき食費、作業用品などに関する事項
- ・安全及び衛生に関する事項
- ・職業訓練に関する事項
- ・災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ・表彰及び制裁に関する事項

もし、明示された労働条件が事実と相違する場合は、労働者は即時に労働契約を解除できます！ そうならない為に労使双方しっかり確認したいところです。



# あわす福井

訪問看護リハビリステーション  
居宅介護支援ステーション

〒910-0005 福井市大手2-15-11

TEL 0776-50-2507

FAX 0776-50-2587

MAIL fukui@ours-sr.co.jp

- ① 365日24時間体制(土日祝日訪問OK!)
- ② 訪問リハビリあり  
(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士在籍)
- ③ 小児・終末期・精神 対応可能!
- ④ 土日祝日追加料金は無料!
- ⑤ 複数往診医と連携あり!
- ⑥ 訪問先までの交通費は無料!
- ⑦ 福井市・鯖江市・越前市・坂井市・勝山市  
永平寺町・あわら市・大野市全域対応!  
訪問エリア拡大中(エリア外も応相談)